

## 講演

## 女性犯罪と女性に対する行刑

ハンス・ヨアヒム・シュナイダー

石川正興 訳

犯罪学者が犯罪行動について論じる場合、彼らが念頭に置くのは、ほとんどいつでも、男性によって行われた犯罪である。女性犯罪は、長い間、忘れ去られたテーマであった。女性犯罪は、公に問題提起されることがなかった。女性は、犯罪者として、真剣に考察されることがなかった。昔の犯罪学が女性犯罪を扱う場合には、それを機に、女性を十把一からげに評価し、所謂女性の劣等性を示すことが通例であった。この点については、ヒルデ・カウフマンが非常に印象深く指摘している (Hilde Kaufmann, 1976年)。このように、昔の犯罪学の女性像は、19世紀および20世紀初頭の神学的・哲学的見解と一致していた。すなわち、バイブルでは男性像、父親一息子像が優位を占めており、それに応じて、古い神学は女性の男性への従属性を強調したのである。古い文化段階における母神性が母権社会での女家長制を意味していたことを、法律家のヨハン・ジャコブ・バコーフンは既に論証していたにもかかわらず (Johann Jakob Bachofen, 1861年)、女性的な神像を初めて明らかにしたのは、新しい女性解放主義的神学であった (Virginia R. Mollenkott, 1985年, Catharina J. M. Halkes, 1985年)。西洋の多くの哲学者が、女性は男性ほど理性的でないという見解を主張した。つまり、通常、女性は男性の「補完物」としてのみ考慮されていたのである (Genevieve Lloyd, 1985年)。女性が多方面にわたって研究活動を行い、また職業に従事し始めたときに、人々から語られた言葉は、女性は「男性的なやり方」で研究するとか、女性は「男性的な職業」を習得するとか、女性は「男性化」したというものであった (Carl Gustav Jung 1948年)。これらの見解の前提には、「エロス」や感情や結婚や家庭は女性の世界であり、「ロゴス」や理性や学問や職業は「本質的に」男性に属する領域である、という考え方があった。二度の世界大戦によってもたらされたのは、権力政治上および経済上の新局面だけでない。世界大戦は、男女関係

の新しい秩序をももたらした。伝統的な父親像の解体 (Alexander Mitscherlich, 1963年) に伴って、男性的役割の不安定化が起こった。服従と隷属を自明のものとして要求してきた父親は、最早、許容されなくなった。献身的で、保護的な父親がそれにとって代わったが、その父性は、むしろ母性つまり女性的な愛護的役割に近いものである (Margarete Mitscherlich, 1985年, 161~172ページ)。父親の役割とともに、男性的役割も変わった。現在、女性は、法律上および職業上の平等化を獲得しようとしているだけでない。女性はまた、男性の支配から自らを解放し、女性的役割と男性的役割との広範囲にわたる同質化を達成しようとしている。こうした進展は、女性犯罪の変化を結果するであろう。

## I 犯罪における女性の占める割合

犯罪中に女性の占める割合は、男性のそれよりも低い。このことは、すべての国、すべての年齢層、利用可能な犯罪統計が手元に残っているあらゆる時代、そしてすべての犯罪について、妥当する (Edwin H. Sutherland, Donald Cressey, 1978年, 130ページ)。例外は、ただ嬰兒殺や嬰兒遺棄および自己墮胎のような典型的な女性犯罪だけである。工業国においては、出産調整の発達や婚姻外の子供に対する自由主義的な態度によって、明らかに嬰兒殺や嬰兒遺棄および自己墮胎は減少してきている。公的な犯罪統計によれば、犯罪中に女性の占める割合は、先進工業国でほぼ10%から20%であり、発達途上国でほぼ3%から5%である。警察の犯罪統計によれば、ドイツ連邦共和国では、1984年に、125万4,213人の被疑者中、女性は29万5,813人であった。それは、23.6%の構成比である。1972年には、被疑者中に女性の占める割合は17.6%であった。したがって、12年で約6%上昇したことになる。連邦統計局の刑事司法統計によれば、1982年には、77万2,194人の有罪言渡し人員中 (道路交通犯罪を含む)、女性は12万184人であった。それは、全有罪言渡し人員の15.6%である。1982年3月31日現在、連邦共和国の刑務所には4万5,584人の受刑者がいたが、このうち1,501人が女性で、その構成比は3.3%であった (Statistisches Bundesamt 1984年, 14・39ページ)。成人女性や少女の犯罪は、発覚することが比較的少なく、また告発されることも比較的少ない。成人女性や少女が逮捕され、有罪判決を受けることは、比較的稀である。女性犯罪の特質の故に、成人女性や少女が刑務所に収容されることは、比較的少ない。確かに、男性は女性よりも犯罪を行うことが多い。しかし、暗数調査によれば、両性間の差は、官庁統計に表れているほど大きくはない。暗数調査によれば、西欧工業国において、犯罪中女性の占める割合は約35%になっている (Roger Hood,

Richard Sparks, 1970年, 48ページ)。その割合は、小都市や田舎よりも大都市における方が高い。

## II 女性犯罪の推移

道路交通犯罪を除いて、成人女性や少女の犯罪の推移を長期間にわたって考察すれば、ドイツ連邦共和国では、1982年に、有罪言い渡し人員中女性の占める割合は100年前と丁度同じ20%になっている。勿論、成人女性や少女の犯罪は、この100年の間に、大小の変動を経験した。二度の世界大戦中、戦争遂行国においては、女性犯罪はかなり増加し、ドイツ帝国では、1917年に丁度38%となった（Sebastian Von Koppenfels, 1926年, 9ページ）。当然のことだが、当時において、暗数ははるかに高かった。最近の10年ないし20年におけるドイツ連邦共和国、イギリスおよびアメリカ合衆国の女性犯罪は、男性犯罪よりも幾分急速に増加している。しかし、女性犯罪のこうした控え目な増加は、決してすべての工業国に当てはまるわけではない。アメリカ合衆国の或る研究によれば、先進国における女性犯罪の増加は、男性犯罪の増加よりも平均して30%程高く、発展途上の工業国におけるそれは、平均して50%程高い（United Nations, 1977年）。ドイツ連邦共和国において、犯罪における女性構成比が増加しているのは、とりわけ財産犯罪・経済犯罪（詐欺、背任、贓物隠匿、横領、および文書偽造）や麻薬犯罪、そしてまた暴力犯罪（強盗、身体傷害）である（Bundeskriminalamt, 1973年, 28ページ；1985年, 28ページ）。アメリカ合衆国でも、同様に、財産犯罪（とくに、万引き、小切手詐欺、処方箋偽造）における女性構成比はかなり増えているが、その理由は、財産犯罪が社会の変化に反応し易いからであり、また女性が買い物の役目を主として担っているからである（Darrell J. Steffensmeier, 1980年, 1981年aおよび1981年b）。しかし、犯罪における女性構成比は男性のそれよりかなり低いので、女性犯罪の絶対数の増加は、男性犯罪の絶対数の増加ほど多くはない。少女の非行は、成人女性の犯罪よりも大幅に増加している。少女たちは以前にも増して家出をし、放浪するようになっている。イギリスや北アメリカの大都会では、少女不良団が年配のご婦人を襲い、ハンドバックを奪う。アメリカ合衆国では、少女の暴力犯罪は成人女性のそれより大幅に増加したという。女性の役割の変化は、成人女性よりも少女の非行に、一層顕著に現れると言われている（詳しくは、Ilene H. Nagel, John Hagan, 1983年, 102・106ページ）。

### III 女性犯罪の構造

成人女性や少女が主として犯す犯罪は、さしたる障害がなく、また大した危険を伴わずに行うことができる犯罪である。彼女たちは、男性犯罪者に比べ、計画的に犯罪を遂行することが少ない。むしろ、彼女たちは与えられた機会を利用する。窃盗、とりわけデパートや小売店での窃盗は、成人女性や少女においてトップの座を占めている。もとより、男性は女性よりも頻繁にこうした形態の窃盗を犯す。デパートや小売店での窃盗を犯す男性の数は、成人女性や少女のそれよりも大幅に増加している。その理由は、男性がますます買い物に従事するようになったからである。使用人による窃盗も、女性より男性によって行われることのほうが多い。女性において第二位にある犯罪は、道路交通犯罪である。証言犯罪、誣告、侮辱、身分詐称、監護義務違反、幼児虐待、幼児遺棄、そして売春の助長といった犯罪や犯罪類型において、女性は著しく不利な立場に置かれている (Carl Gustav Cremer, 1974年, 34~142 ページ)。もっとも、全犯罪中に女性の占める割合は少ないために、これらの犯罪も、女性より男性によって行われることの方が多い。女性による偽証の大部分は、離婚訴訟や扶養訴訟において行われる。女性の誣告は、大抵の場合、性に係わる虚偽の告発である。侮辱犯罪は、しばしば、近隣とのいさかいや家族とのいさかいから生じる。女性構成比が極めて少ない殺人犯罪 (1987年に11.7%) は、女性の場合、彼女たちの親密な社会空間において発生する。夫、愛人、友人、知人そして自分の子供たちがその犠牲者である (David A. Ward, Maurice Jackson, Renee E. Ward, 1979年)。殺人や身体傷害は、女性が実行行為者として振る舞うことが多いが、これに対し、強盗や侵入盗の場合には、女性は、主として実行行為者として振る舞う男性のための補助的役割を演じる (Dale Hoffman-Bustamante, 1973年)。女性による殺人行為の実行形態において、毒殺は第1位ではなく、かろうじて第2位を占める。男性殺人者と同様、女性の殺人行為者も、まずもって、非鋭利な暴力作用つまり殴打によって殺害する。犯罪行為のために一度有罪判決を受けた女性は、男性犯罪者よりも一層強く排斥され、前進を著しく妨害されるけれども、女性犯罪者の累犯の頻度や危険性は、男性犯罪者のそれより低い。

### IV 犯罪中に女性の占める割合が少ないことの理由

犯罪において成人女性や少女の占める割合が少ない点については、とりわけ女性の身体的側面から説明がなされてきた。イタリアの犯罪学者チェザーレ・ロン

ブローズとググリエルモ・フェレロは、1894年に、女性の保守的態度、すなわち伝統的な価値に対する執着について語り、男性の精子が非常に活動的であるのに対し、女性の卵細胞が非活動的である点に、こうした保守的態度の原因を求めた（Cesare Lombroso, Guglielmo Ferrero, 1984年）。彼らからすれば、売春は、女性に似つかわしい犯罪代用物なのである。北アメリカの犯罪学者オットー・ボラックもまた、1950年に、犯罪中に女性の占める割合が少ないことを、主として犯罪生物学的に立証しようとした（Otto Pollak, 1950年）。彼は、女性犯罪の「仮面的性格」について語るが、それでもって彼が言わんとしたことは、女性には発覚や告発の危険が少ないという点である。彼は、この「仮面的性格」の根拠を、騙したり、偽装したり、隠しだてをする女性の特殊能力に求めようと試みる。そして、女性は性行為のクライマックスにおいてその振りをしたり、感情を偽ったりすることができるが、男性にはこのようなことが不可能であるという理由から、女性のこの特殊能力が身体的に条件付けられている、とする（これに批判的なのは、Jocelynne A. Scutt, 1978年）。人を騙すという女性の特殊な能力のおかげで、女性犯罪者は、圧倒的に男性によって占められている司法機関から「男性的な騎士道精神」でもって対処され、より寛大に取り扱われるのであろう、とボラックは論じる。今世紀の60年代になってもなお、犯罪学者は、犯罪において女性の占める割合が少ないことの理由を、女性が遺伝子の運び手として二つのX性染色体を持つものに対し、正常の男性がX染色体とY染色体をそれぞれ一つずつ持っているという事実を求める。犯罪学者は、Y染色体のなかに、男性らしさや攻撃性や犯罪性をもたらす遺伝的な予定因子をみる（Armand Mergen, 1968年, 36・37ページ；John Cowie, Valerie Cowie, Eliot Slater 1968年）。最後に、女性解放主義的な見解がある。これによれば、女性は、「社会的逸脱行動」すなわち精神病への逃避（Carol Smart, 1977年）や、心身症や売春（Marlis Duerkop, Gertrud Hardtmann, 1974年, 227・232ページ）でもって犯罪の代替物とする、と主張される。以上に述べた、多かれ少なかれ身体的に条件付けられた「女性の本性」に依拠する説明は、皆、不十分なものである。というのは、これらの説明は女性の身体的な一面を過大評価し、女性や少女が女性的な役割を体験し、身に付けていく社会的・心理的なダイナミックなプロセスを過小評価しているからである。マーガレット・ミードは、人類学的調査の中で、身体的に予め規定された生来的な性的役割というのは決して存在しないことを、論証した（Margaret Mead, 1955年）。男女間の人格の相違は、ある特定の生来的素質の結果ではなく、各々の性に固有な態度モデルによって形造られるのである。性に関係した精神的・社会的態度は、主として、

社会的操作や社会的影響によって生じる。

犯罪統計上で犯罪における女性構成比が男性構成比より低いのは、女性に特有な犯罪暗数が存在するからである。多くの女性犯罪は、親密な社会空間の中で行われるため、発覚しにくい。実際、女性犯罪は、しばしばインフォーマルに統制され、警察に告発されることがない。犯罪遂行の際、女性は、通常、刑法上明確に捉えることができないような援助的役割を演じる。女性は、しばしば、犯行の準備や偵察、そして被害者に対する誘惑といった役割を引き受ける。性交の機会を利用して行われる窃盗や、性的関係をねたに行われる恐喝が時々内密にされるのは、これらの被害者が刑事手続きで晒しものになることを避けようとするからである。警察官が女性を告発することが少なく、また裁判官がたまにしか自由刑を言い渡さないのは、彼らが、女性の犯罪を非常に重大で暴力的であると見なしていないからであり、また、女性に累犯回数が少なく、それ故前科が少ないからであり、そして、多くの場合女性が扶助すべき未成年の子供を持っており、裁判官がこの子たちを施設に預けたがらないからである。

にもかかわらず、犯罪における女性構成比の低さは犯罪統計上の人為的産物に過ぎない、という訳では決してない。成人女性や少女は、実際に、男性よりも犯罪を犯すことがかなり少ない。女性の役割が変化しつつあるにもかかわらず、成人女性や少女は、今日でも依然として、家族という後退的な組織、つまり限られた社会的行動空間のなかで生活している。そこでは、社会的な接触が少ないために、犯罪者や被害者になる機会がほとんど訪れないのである (June Fielding, 1977年)。女性が職業に就く場合に選択する職業は、大抵、本来の愛護的役割を拡張するような内容のもの、しかも「抑制された生存競争原理」(Hans von Hentig, 1963年, 32ページ)に根差した職業であった。少女や成人女性は、現在でも依然として、親密な社会空間の中で、父親や夫や子供たちからかなり強い社会的統制を受けている。女性的役割に同調させるために女性たちが受ける教育は、厳しいものであり、こうした教育によって、逸脱的な行動モデルとの接触がより一層妨げられる。少女は受動的で従順になることを教えられるが、他方、少年は依然としてより大きな自由を与えられている。男女間における社会的な役割分担や労働分担によって、男性や女性の自己認知は異なってくる。

社会的に定義される性的役割によって、女性的な態度や女性的な行動が導かれる。成人女性や少女は、自分たちに固有な女性的な生活様式を発展させるが、一定の犯罪たとえば暴力犯罪は、この女性的な生活様式になじまない。女性の社会的自我は、性的な役割期待によって規定される。社会的なステレオタイプ、すな

わち決まり切った固定観念を有する慣習化された偏見が、男性や女性の性的な役割意識に影響を与える。相互作用の相手方が抱えている女性的役割像によって、成人女性や少女の自我像は決定的に形造られ、この自我像が彼女たちの行動をある方向へと向けるのである。一生涯に渡る象徴的相互作用の社会的プロセスにおいて、女性的な役割は学習される。こうした相互作用のプロセスにおいては、相手方の行動に対して反応が惹起されるだけでなく、相手方の行動や相手方自身が解釈され、定義付けられるのである。この解釈のなかに、性的な役割期待に関するステレオタイプが入り込んでいる。相互作用の相手方は、何が女性的な生活形態にふさわしいかについての観念を所持している。相互作用の相手方が有している性的役割期待を少女や成人女性が承認するか否かが、女性的な態度を測る物差しなのである。

少女が役割モデルとして母親との同一視に比較的容易に成功するのは、少年が父親に対する場合よりも頻繁に、毎日両親の家で母親や母親の行動を目にするからである、と北アメリカの社会学者タルコット・パーソンズは明らかにしたが、彼はあらゆる点で正しい基本的な考えを抱いていた（Talcott Parsons, 1947年）。少女は、主婦の役割や母親の役割を、こうした仕方では学習する。少年にとって、こうしたことはそれほど容易ではない。多くの場合、少年は父親を目の辺りに見ることがない。父親の仕事や職業は、通常複雑であり、社会的に可視的であることが少ない。少女は、感情的に成熟するためのより良い機会に恵まれている。パーソンズによれば、少年の場合、過度の女性的な教育に対する「男性的な抵抗」から非行が生じる、とされる。これに対して、少女は、窃盗やバンダリズムによっては自己を表現することができない。なぜなら、女性や少女に対する社会の役割期待は、変化しつつあるにもかかわらず、依然として、主に、男性と相互に充足した関係を結び、それを維持することの中にあるからである（Albert K. Cohen, 1955年, 141・142ページ）。少女は、社会的相互作用とりわけ両親との相互作用を通じて、社会が彼女達に向ける役割期待を認識し、そして、諸々の学習技術の助けを借りながら、様々な相互作用のプロセスの中でその役割期待を引受け、それを遂行してゆく。このようにして、少女は、社会における各々の立場に応じて、自らの女性的役割を習得するのである。パーソンズの役割モデルは、職業を持った母親の娘の場合にも当てはまる。というのは、このような母親は、多くの場合、職業上の役割の他に、主婦や母親の役割を果たしているからである。これに対して、父親の役割は、はるかに一面的で、家族を保護し、扶養するという職業的役割の中にある。女性的な役割期待は、現代の発達した工業社会においても、依然

として、女性の持つ伝統的な愛護的役割を志向している。職業を優先したり、全く職業に専念するという女性の職業的役割は、社会意識の上では、依然として例外である。職業を持った母親の娘がこうした社会的ステレオタイプを習得することは、女性が有する犯罪の負因の相対的な少なさにとり、重大な作用を及ぼす。

少女は、成人した場合の主婦や母親として役割に対して、家族のなかで比較的に十分な心の準備をすることができる。このような訳で、将来成長して大人の社会に入り込んだときの自分の社会的地位について少女期に抱く不安は、大人社会のなかで職業上成功しなければならない少年の不安に比べ、はるかに切迫していない (Dietlinde Gipsier, 1975年)。少女にとって、社会的に定義付けられた成功目標を達成するための正当な手段に接近することは、異なった社会化のプロセスの故に、少年の場合よりも容易であり、また、成功目標を達成するための不当な手段に接近することは、より強い社会的統制の故に、少年の場合よりも困難である。少年は、教育や職業において成功しなければならないが、他方、少女は、社会的な失敗によって否定的な自我像を發展させることなく、主婦や母親の役割に立ち返ることができる。このような訳で、少女の非行は少年の非行よりも少ないのである (Lutz Keupp, 1982年参照)。

## V 犯罪の構造と性の役割

犯罪統計上女性の占める割合が普通以上に高いという理由から、女性の何らかの人格特性が推論されなかったような犯罪は、ほとんどない。女性は犯罪に係わり合うことが少ないために、これらの犯罪もすべて、女性よりも男性によって行われる率が高いのであるが、それにもかかわらず、女性の人格特性が推論されてきた。たとえば、偽証罪に占める女性の割合が高いことから、女性の不誠実性や嘘付き癖を導こうという試みがなされた。侮辱罪に占める割合が高いことから、女性は口論好きな本性を持っている、という差別的な主張が導かれた。毒殺の密行性と陰険性は、食べ物の調理者たる女性にその原因がある、とされた。女性が暴力犯罪を犯すことが比較的少ないのは、ただ単に、中部ヨーロッパの女性が平均して男性よりも小さくて、軽いからであり、したがって、力を誇示する潜在能力が減弱しているからであろう、という主張がなされた。性に特有な犯罪構造を、女性的素質すなわち女性の生来的な人格特徴に求めようとするこれらの企ては、すべて失敗した。実際には、性に関連する犯罪構造は、社会的に定義付けられた女性の性的役割や、男性とは違う女性の社会化を反映している。女性の侮

辱行為がかなり多いのは、——男性も勿論のこと——女性たちが自らの攻撃性を行為ではなく、むしろ言葉で表現することを学習してきたからである。女性が社会的に親密な空間で度々暴力犯罪を行うのは、夫たちが、妻たちを、近代的高層住宅の中に、社会的に孤立しかつ接触が欠如したままで住まわせているからである。性に特有な犯罪構造は、男女それぞれに固有な成功目標を定義するところの、異なった社会的役割期待の現れなのである。

## VI 女性の犯罪現象の変化

犯罪中に女性の占める割合はまだまだ低い、多数の先進工業国——ドイツ連邦共和国にあっては同様であるが——や発展途上国では、女性犯罪は男性犯罪よりも多少急速に増加している。女性の犯罪構造も、同様に、変化している。女性によって行われる犯罪のパリエーションの幅は、増大している。女性の犯罪構造と男性のそれとは依然としてかなり違いがあるけれども、前者は後者に似通ってきている。女性は財産犯罪や経済犯罪を犯すことが多い。女性の暴力犯罪は僅かながら増加している。それでも、強盗（女性の構成比は、1984年には8.4%である）と侵入盗（女性の構成比は、1984年には7.1%である）は、依然として、典型的な男性犯罪である。当然のことだが、職業的な女性の侵入窃盗犯・強盗犯というセンセーショナルな特殊事例は、以前からずっと存在していた。組織犯罪において、女性がまるっきり知られざる存在であるということは、決してない（Alan Block, 1981年）。女性は、女性的な犯罪幫助者の役割から離れて、実行者としての役割を演ずることがますます多くなっている。女性による興奮剤の消費やアルコール消費は、増加している。

## VII 女性犯罪の変化の原因

犯罪学者内部の意見では、こうした変化はうわべの変化である、と考えられている。犯罪学者は、性に特有な女性犯罪の暗数が縮小したにすぎない、という見解を主張する。女性は、以前そうであったよりも頻繁に逮捕され、告発され、有罪判決を受けている、とされる。絶え間ない戦いの目標であった平等な取り扱いを今や獲得した女性や少女に対して、警察、検察、刑事裁判所は最早さほど寛大でなくなった、と言われる。このような見解には、以下の理由から従うことはできない。性に関連した女性犯罪の暗数が生じるのは、警察官や刑事裁判官が女性や少女に対して抱いている「騎士道精神」の故ではない。さほど重大だとは感じられず、また、インフォーマルに統制されることが多いところの、女性や少女の

犯罪自体の特性や、女性犯罪に対するリアクションの際に正当にも考慮せられるところの、社会における女性の役割の特殊性から、こうした暗数は生じるのである。たとえば、女性が世話をすべき未成年の子供を持っているという事実は、女性に対して軽々に自由刑を言い渡さないことの正当な理由である。

女性犯罪に対する警察や刑事裁判所のリアクションが変化したのは、女性や少女の犯罪者に対する警察官や裁判官の態度だけが変ったからではなく、女性犯罪がその量と質の上で実際に変化したからである。北アメリカの犯罪学者フレダ・アドラーとリタ・ジェームス・サイモンは、こうした変化の原因を女性の解放に求めた (Freda Adler & Rita James Simon, 1975年)。彼女たちの説くテーゼは、次のような内容である。すなわち、女性たちが様々な経済上の地位に就く機会を獲得するにつれて、これまでは男性だけが服してきた責任や悪への誘惑や抑圧現象や断念に、女性たちも晒されるようになった、というものである。確かに、女性の法的および職業的平等化が大いに前進したという点は、正しい。しかし、こうした法律上および職業上の解放によって、様々な社会的プロセスに女性たちが事実上平等に参加できるようになったかどうかは、疑問とされよう。合衆国における女性の職業活動は、1960年から1970年までの間に、34.8%から42.6%へと上昇した。似たような進展は、他の工業国やドイツ連邦共和国でも見られる。工業国の中で46%という極めて高い割合に到達したポーランドでは、女性の職業活動によって、職業犯罪や経済犯罪に女性の占める割合が58%を超えるという事態が、招来された。同様の推移は、インドからも報告されている (M. L. Bhanot, Surat Misra, 1981年)。これに対し、伝統的な犯罪、たとえば暴力犯罪や性犯罪に占める女性の割合の低さは、根本的に変化していない。ポーランドの犯罪学者ブレンスカによれば、このような事態の原因は、次の事実に求められる。すなわち、ポーランドにおける女性の法的・職業的・経済的平等化が、同時に、女性の生活様式、社会的・心理的自我像、社会的役割そして女性的な役割期待の変革に決定的な影響を与えることは、決してなかったという事実である (Danuta Berger Plenska, 1981年)。かなり多数の女性が職業に従事したとしても、彼女たちの主婦としての役割や子供の教育者としての役割は、本質的に変化しなかった。その原因は、第一に、女性の職業活動が、多くの場合、彼女たちの伝統的な社会的役割の単なる拡張にすぎないという点にある。第二に、女性は、しばしば、自分の家族の物質的生活水準を改善したいという理由だけで職業に従事するという点にも、その原因を求めることができる。職業と家庭における二重の負担によって、女性たちは、犯罪を犯す時間がほんの僅かしか残されていない。この

ことが、女性の役割が推移しているにもかかわらず、女性犯罪の量と構造上の変化が控え目な状態に留まっていることの理由である。もうひとつの理由は、結婚や家族が女性や少女にとって依然として成功や社会的地位や名声を意味している、という点にある。少女たちの87%が、今日でもなお、自分たちの結婚や家族を最高位に位置付けている（Jocelynn Scutt, 1976年, 28ページ）。

確かに、経済的、政治的、医学的および技術的進歩によって、女性は、不本意な妊娠や台所仕事や育児から解放され、従来は男性だけが有していた職業上の機会を与えられ、そして、以前は男性だけが所持していた体力を授けられるに至った。にもかかわらず、社会における女性的な役割は、伝統的な意義と高い価値とを保持し続けてきた。女性的な役割行動が男性的なそれに近似するにしたがって、女性犯罪もますます男性犯罪と同質化するであろう。両者の役割が似たものになればなるほど、ますます犯罪における女性構成比は増加し、男性構成比は減少するであろう（Darrell J. Steffensmeier, 1981年a, 52ページ）。伝統的に女性に委ねられていた愛護的役割を多くの男性が引き受けることは、社会内での役割配分や労働配分の枠内において、十分可能である。しかし、広範囲にわたる女性の法的平等化や、女性の労働市場への進出によって、女性の完全な社会的解放、両性間の役割の全般的な同化、女性犯罪と男性犯罪との同質化は、未だ、もたらされていない。

以前は男性に独占されていた犯罪を犯し易いような行動領域へと、女性は進出した。その結果は、職業犯罪や経済犯罪における女性構成比の増大となって現れた。しかし、伝統的な女性犯罪は、いささかも変わっていない。確かに、両世界大戦時に、戦争遂行国においては、伝統的な女性犯罪がかなり増加した。にもかかわらず、この増加の原因は、女性が職業や社会的地位において男性の代わりをしたという点だけでなく、とりわけ、戦争によって女性が法外な心理的、社会的、経済的緊張や負担に晒された、という点にも求められる。戦時中、女性が本国にいて男性的役割を引き受けたという事情によっても、社会における女性的な役割期待の根本的な変革は、引き起こされなかった。それ故、戦後になって、女性犯罪の量と構造は、再び戦前の状態に戻ったのである。社会において女性が演じる役割は、女性の法的地位や雇用条件にだけ依存しているのではない。子供の教育と、夫や息子に対する影響力を通して、女性は、社会において、社会全般には目に見えない強大な力を間接的に行使することができる。日本の犯罪学者佐藤欣子が明らかにしたように、強固に組織化され、そして犯罪の少ない日本の社会秩序は、強い母親—息子関係に起因する（Kinko Sato, 1981年）。日本女性は、自

分の夫を「大きな息子」とみなしている。賢明にも、彼女たちは、夫たちに、自分がひとりで決断したという幻想を抱かせておく。実際、日本が最も犯罪の少ない先進工業国であることの極めて重要な原因の一つは、女性が犯罪統制的な影響力を間接的に行使している、という点にある。

### VIII 女性犯罪の原因

女性や少女の犯罪は、性に特有の原因を持たない。女性が犯罪を犯す原因は、男性のそれと基本的には同様である。女性犯罪の原因は、ときとして、性に関連付けられながら変化してきた (Hans-Claus Leder, 1978年, 117ページ)。イタリアの犯罪学者のロンブローゾとフェレロは、女性の体質に、女性犯罪の原因を求めようとした (Cesare Lombroso, Guglielmo Ferrero, 1894年)。すなわち、女性は発達の遅れた人間である、女性の中の犯罪的素質が女性犯罪を引き起こす、女性犯罪者には母親的感情が乏しい、女性は執念深く、残忍で、嘘付きである、などとされた。ブルフエンは、1931年になってもなお、女性を「生来的な性犯罪者」であるとした (Erich Wulffen, 1931年)。この言葉でもって彼が言わんとしたことは、女性犯罪は絶えず彼女たちの性生活に関連付けながら評価されなければならない、という点であった。女性の性を蔑視するのに役立つこうした陳述は、今日では簡単に無視できるはずであろうし、より響きのよい言葉ではあるが、依然として似たような趣旨のことを論じる者は存在しないはずだし (Hilde Kaufmann, 1967年における紹介)、また、女性犯罪の発生に関して、世論に偏見など最早存在しないはずであろう。しかし、実際には、「性的隷属性」が話題にされ、それが女性犯罪を生ぜしめるのである、とされる。女性や少女の犯罪の原因が、犯罪的遺伝因子に求められる (Evemarie Siebecke-Giese, 1960年)。これに関連して、しばしば、女性犯罪者の性的衝動性や不安定性が語られる。女性における犯罪準備性の高まりは、女性の各生殖段階、すなわち月経、妊娠、出産、産褥および授乳期によって生じる、と主張される (Helga Einsele, 1975年, 610ページ; Elisabeth Trube-Becker, 1974年; Carl Gustav Cremer, 1974年, 213ページ; Ann D. Smith, 1962年, 11ページ)。更年期の退縮段階におけるホルモンの転換は、女性の心理的平衡感を動揺させ、不安定感を高め、そして犯罪へと赴かせる、とされる。思春期にある少女は郷愁感から放火を犯す、とされる (放火狂 <Pyromanie>)。性的に満たされていない女性は、領得の意思を持たずに、緊張解消のために盗みを行う、とされる (窃盗狂 <Kleptomanie>)。これらの陳述はすべて、今日まで、経験的に証明することができなかった。ジークムント・フロイトは、女性のペニス願

望についての理論を展開した。それによれば、女性は「去勢された状態で生まれ」、一部の女性は、この欠陥に耐えることができないために、犯罪者になる。北アメリカの犯罪学者のウィリアム・I・トーマスは、この理論を更に発展させて、役割葛藤理論を作った(William I. Thomas, 1923年)。この理論によれば、男性支配の社会の中で女性に割り当てられ、女性が不満を感じるところの女性的な役割に対し、女性は、犯罪を犯すことによって反抗する。現代の女性解放主義的な見解は、資本主義構造と父権制的構造によって女性にもたらされる二重の抑圧に、女性や少女の犯罪の原因を求める(Elsbeth Bröckling, 1980年; Dietlinde Gipsier, 1980年・1981年; Dorie Klein, 1973年; Dorie Klein, June Kress, 1976年)。この見解は、経済学的な犯罪理論とレッテル付けとを結合させたものである。すなわち、男性的な権力ヒエラルキーを維持するために、国家の制裁装置を支配する男性たちは、女性や少女を犯罪者であると定義付けるとされる(Marie-Andree Bertrand, 1979年)。男性によって割り当てられた「奴隸的な」役割を受け入れず、犯罪者であると定義付けられた女性たちは、自分を人間ではなく、「物」や「おもちゃ」や「道具」と感じ、そのことによって、彼女たちの犯罪の発生が助長されると主張される(Marie-Andree Bertrand, 1969年)。こうした女性解放主義的な見解では、犯罪における女性構成比の低さが説明できない。さらに、この見解は、次の調査結果にも矛盾する。すなわち、その調査結果では、女性犯罪者たちが資本主義や父権制によって抑圧されているとも、「物体化されている」とも感じておらず、また、女性犯罪者が自分たちの女性的な役割について全く伝統的な見解を持っている、のである(Ngaire Naffin, 1981年)。最後に、女性登用の機会が差別されているという理論もまた、経験的に実証されていない(Marguerite Q. Warren, 1982年, 182ページ, しかし, Susan K. Datesman, Frank R. Scarpitti, Richard M. Stephenson, 1975年も参照)。自分の社会的地位が差別されており、女性としての社会的行動範囲が制限されていることを、女性や少女たちが認めれば認めるほど、彼女たちは犯罪者になりやすい、とこの理論は主張する。これとの関連で重要なのは、女性の特別に高い失業である、と言われる(Joseph G. Weis, 1976年)。女性は今日でも依然として男性より不利な立場にあるわけだから、差別的機会理論によっては、女性犯罪が男性犯罪より少ないという事実を、説明することができない(しかし, Josefina Figueira-McDonald, Elaine Selo, 1980年参照)。

正当にも、精神分析家のコノプカは、1966年に初めて、破壊された家族関係の下で非常に激しく苦しんでいる少女の異常な情緒過敏性に言及した(Gisela Konopka, 1966年)。構成員間に大きな緊張が存在する家族は、安定的で満足でき

る人間関係を構築し、維持してゆくのに必要な能力を学習するための肯定的なモデルを、少女たちに提供することができない。それ故、非行少女たちには、極端な孤独、自己に対する価値感情の低さ、大人に対する反抗、年長の仲間と友情を結ぶ能力の無さが、蔓延している (Mary Gray Riege, 1972年)。女性犯罪者たちは、しばしば母親なしで過ごさざるをえなかったか、両親の明らかなあるいは陰險な拒絶を味わってきたか、両親からたびたび過保護にされ、甘やかされてきたか、のいずれかである (Margery Velimesis, 1975年)。おしどり研究者のグリュック夫妻の発見によれば、彼らが調査した 500 人の女性犯罪者の中には、家族の重々しい情緒的雰囲気、両親の監督の欠如、家出、学校からの早退、徘徊、実習先や職場の度重なる転換、交際の乏しさ、パートナーの頻繁な交替といった点が、特によく見受けられた (Sheldon & Eleanor Glueck, 1934年)。さらに、少女は、性的な悪行ゆえに、少年よりも早く教護施設に収容される。裁判官や行政官は、少女の貞潔を監視することが使命だと感じている。こうした行き過ぎたリアクションのおかげで、少女は自分のアイデンティティを改める。すなわち、少女は、犯罪者であると定義付けられたと感じ、犯罪者の人生へと——烙印付けられつつ——いとも容易に入り込んでゆく (Elaine Selo, 1976年)。さらに、女性犯罪者の中に数多くの離婚者や寡婦や未婚者がいるという事実は、社会的孤立が女性犯罪の発生に対していかに重要な意味を持っているかということを示す。これに対し、知性の欠如は、それだけでは女性犯罪の原因にならない (Augusta F. Bronner, 1914年)。北アメリカの犯罪学者マーガリット・Q・ウェアレンは、全ての犯罪行動理論のうちで統制理論が女性犯罪の発生を説明するのに最も適していると考えているが、この理論は、家庭における教育の欠如、学校や結婚や家庭や職業での成功の欠如、そして社会集団や社会制度における統制の欠如に、犯罪発生の原因を求めるものである (Marguerite Q. Warren, 1982年)。

## IX 女性の暴力犯罪

二七三 女性が犯す重大犯罪、たとえば暴力犯罪は、通常、人間関係の葛藤から生じる。女性がこのような法違反を行うことによって人間関係を修復し、維持しようとすることは、よくあることである。ハンガリーの犯罪学者ガブリエラ・ラスコは、女性の殺人犯罪を非常に詳細に調査し、1981年にその調査結果を公表した (Gabriella Rasko, 1981年)。女性は、拒否、失望、不自由、日々の苦勞、虐待に、非常に忍耐力をもって長年耐え抜く。女性の攻撃性は、長期に渡って育まれ、長い間現れることがない。深刻な失望と自望自棄から突発的な爆発が生じるのは、

家族生活や恋愛生活における葛藤から逃れる道は最早存在しない、と女性が考えるからである。犠牲者は、通常、加害者の女性を長年蔑み、かつ苦しめることによって、自ら犠牲者になることに寄与する。女性もまた、こうした永続的な失望や不自由を、弱者たとえば子供たちにしばしばぶちまける。殺人の際に、女性はひたすら控え目な態度を取るだけでは、決してない。過度のリアクションの生じる場合が、しばしばある。犠牲者を殺すには二・三打で足りるはずでも、女性は十回、十五回と殴り続けて殺害する。デリケートでない単純な人間は、自分に耐えられないような犯罪発生的・犯罪誘発的な加重負担状況に陥る。自分の感情を制御できず、また衝動に走る性癖のある、対人接触障害者は、たとえば、前から既に過度の仕事を負担している、困っている身体障害者や精神障害者の面倒をみざるをえなくなる。重い負担を強いるこうした人間の世話は、彼女に不当な代償を要求し、彼女は、犠牲者への敵対感情を募らせてゆく。挙げ句の果てに、彼女は、殺害によって、この人間から自らを解放するのである。

## X 少女非行や女性犯罪に対するリアクション

性的不良を理由に、少年よりも迅速かつ長期間、少女が教化施設に収容されるとしても、一般に、警察は非行少女をより寛大に取り扱う。すなわち、自分たちが行った非行について、少女や少年に匿名で質問紙に答えてもらった場合（自己報告法）、少年による非行は少女非行の2倍弱の数であることが、判明している。つまり、この暗数調査のレベルでは、少年の非行と少女の非行の比は1.7対1となっているのに対し、逮捕時点での比率は、両者間で3.88対1へと増大する（William Feyerherm, 1981年）。警察は重大な非行に対してだけ逮捕をもって対処するのであるから、この比率の変化から明らかなことは、少年の非行よりも少女の非行の方が軽微であること、あるいは、少なくとも、少女の非行の方が軽微であると警察が判断しているという点である。ほとんどが男性裁判官で占められているアメリカ合衆国の連邦裁判所で、5年以上の最も重い自由刑が科される率は、男性事件で8%であり、女性事件では4.7%であった。女性が保護観察のための刑の延期処分を受ける率は、男性のその2倍であった（65.2%対37.3%）。カリフォルニア州の裁判所が男性に自由刑を言い渡す率は、女性のその2倍であった（Elizabeth F. Moulds, 1980年）。ドイツにおける数値は、非行少女や女性犯罪者に一層有利なものである。

少女非行や女性犯罪に対して、警察や裁判所が、少年非行や男性犯罪に対する場合と違った取り扱いをするのは、何故か。その理由については、六つの主要な

理論が主張されている。

(1) 権力対立理論(William J. Chambliss, Robert B. Seidman, 1971年; Richard Quinney, 1970年, 1974年, 1977年; Austin T. Turk, 1969年)は、被疑者や被告人の経済力が警察や裁判所の確信形成の際の重要な要素である、と論じる。すなわち、被疑者や被告人の力が弱ければ弱いほど、警察や裁判所の決定は不利な結果になる、とされる。現代社会では、女性は男性よりも権力がないわけだから、警察や裁判所の決定は男性よりも女性に一層不利なものであらねばならないであろう。しかし、これは事実と反する。

(2) 騎士道精神理論は、オットー・ポラック (Otto Pollak, 1950年)に端を発するものであるが、これによれば、男性の警察官や裁判官が非行少女や女性犯罪者に対して父親的な保護の態度をとるのは、彼らが女性のことを援助と助言と指導を必要とする未成年の子供だと判断しているからである、とされる。女性は弱く、力がなく、頼りなく、「自分を守るために」指図を当てにしている、と言われる (Elizabeth F. Moulds, 1980年)。この理論は、男性たちを職業上熱心に競い合わせることができる大多数の女性たちの自立性と力量を、誤認している。

(3) 「悪女」のテーゼは次のように仮定する。すなわち、少女や女性が男性より厳しく処罰されるのは、彼女たちが犯した犯罪のためばかりでなく、女性が犯罪者になることを禁止する性的役割についてのステレオ・タイプを、彼女たちが侵害したからでもある、と。「悪女」のテーゼによれば、女性犯罪者は、自然の理に背いた者、つまり魔女であると判断され、男性が女性に対して通常示すところの親切や保護に最早値しない存在である、とされる (Christine Rasche, 1975年, 15ページ)。警察や裁判所によって女性犯罪者が男性犯罪者より冷遇されているわけではないから、「悪女」のテーゼは根拠がない。

(4) ときとして、騎士道精神理論が「悪女」のテーゼに結び付けられて主張されることがある。すなわち、女性犯罪者が男性の警察官や裁判官によって優遇されるのは、社会における女性的な役割期待に対して、彼女たちが態度でもって応える間だけである、と主張される (Christy A. Visher, 1983年)。たとえば、改悛の情を示してすすり泣く女性は、寛大に取り扱われる。しかし、女性が危険で重大な(男性的な)犯罪を行い、警察や裁判所に対して敵対的で攻撃的に振る舞う場合は、厳格に対処される (Ilene H. Nagel, John Hagan, 1983年, 135・136ページ; Marlene Stein-Hilbers, 1978年)。女性的に振る舞う限り、女性や少女は警察や裁判所によって寛大な評価を受け、女性的な役割を踏み外した場合には、不利な決定を予期しなければならない、ということを示す十分な証拠はこれまでのところ

存在しない。

（５）少女や女性が警察や裁判所から比較的寛大に取り扱われるのは、彼女たちが犯す非行や犯罪の事実上の特性、および、彼女たちの社会的な性的役割のためである、ということが、現実理論の出発点である。すなわち、女性犯罪は男性犯罪よりも暴力的でなく、また、社会的脅威の点で軽微性を示す。女性は、暴力犯罪の際に、主として幫助の役割を演じる。女性に科される自由刑は、その家族とりわけ子供たちに対して、非常に否定的な影響力を持っている。正当にも、こうした事情は、犯罪者処遇の個別化の枠内で警察や裁判所によって考慮せられる（Laura Crites, 1978年）。

（６）「予想の自己実現化」の理論によれば、少女非行や女性犯罪が比較的寛大な評価を受けることの原因は、女性犯罪は男性犯罪よりも危険でないという仮説が自己発展を遂げてゆくダイナミズムにある、とされる。すなわち、一般人の間では、女性犯罪は危険でないという見解が支配している。警察官や裁判官は、こうした予想的態度でもって女性犯罪にのぞみ、たとえ女性犯罪が客観的に危険な場合であっても、彼らは実際に女性犯罪を悪質でないと定義付けるのである（William Feyerherm, 1981年）。

現在の調査の状況では、現実理論と「予想の自己実現化」の理論が、最も納得がゆく。すなわち、少年の非行や男性犯罪よりも、少女の非行や女性犯罪の方が警察や裁判所から寛大な評価を受けるのは、——暗数調査によっても確認されているところの（Michael j. Hindelang, 1979年）——少女の非行や女性犯罪の事実に特性、ないしは想像上の特性のためであり、そして、社会における女性の性的役割のためである。

## XI 少女や女性に対する行刑

少女や女性に対する行刑は、少年や男性に対する行刑と基本的には同一の問題を有している。女性受刑者が行刑職員を拒否するのは、職員から何の援助も期待できないからである。多くの場合家庭と職業における二重の負担のために過大な要求を強いられている女性職員（Helga Einsele, 1975年）は、女性受刑者のあらゆる態度を疑いの目で観察する。職員の目からは、通常、女性受刑者の態度には何ら善良なものが期待できない。女性受刑者は従属を強いられる。このため、すべてが計画づくめである。処遇は言葉の上では職員の支持を受けているが、しかし、処遇が何を意味するか、そして、どのようにしたら処遇の雰囲気作りがされるかという点について、職員は通常知らない。これに対して、保安と秩序は職

員から容易に理解される。保安と秩序の場面での成功と失敗は、——処遇の成功とは対照的に——困難なく観察され、体得される。

以上に述べたような、女性行刑においても対処しなければならない一般的問題のほかに、女性行刑は、特殊な困難に遭遇する。これらの困難は、女性の社会的な性的役割や、女性受刑者の数の少なさや、女性の同性愛、そして服役中の女性がしばしば扶養すべき幼子を持つという事情から生じる。自由刑を言い渡される女性犯罪者は、ごく僅かである。男性犯罪者に比べ、女性犯罪者はかなり短期の自由刑を受けるが、このことが彼女たちの処遇を少なからず困難なものにしている。ドイツ連邦共和国では、女性受刑者の数が少ないために、組織上独立した女子刑務所は極めて少ない。非行を行った少女が成人女性の施設に収容されることがしばしばあるが、これがために、少女たちの犯罪への感染が容易になっており、それ故、この問題を無視する訳にはいかない (Helga Einsele, 1976年)。拘禁される女性の数が少ないために、分類すなわち女性受刑者を等質の人格群に分けることができない。それぞれの施設では、非常に異なった処遇と訓練の必要性を有している女性たち、すなわち若い女性と年配の女性、初犯者と重大な累犯者、機会犯と職業犯、短期の受刑者と長期の受刑者が同居している (Linda R. Singer, 1979年)。したがって、州と州との間で移送可能な重点施設 (行刑法150条の処遇共同体) の設立が求められなければならない。たとえ、こうした施設の設立によって女性受刑者が自分たちの故郷から更に遠ざけられるという問題が新たに生じるとしても、重点施設の設立は求められるべきである。女性受刑者の数の少なさは、肯定的、否定的に作用する。女子刑務所には、深刻な接触障害をもった心理的重傷者たちが雑居している。これらの者たちは人間的援助に対して過剰な要求をし (Helga Einsele, 1975年)、それ故、非常に多くの訓練を受けた職員を必要としている。これらの女性たちは、男性の場合以上に緊急に、自己の意識を支えるために調和のとれた洗練された環境を必要とする。このため、拘禁された女性には、男性に対する行刑において見られるよりも美しい居住環境、および、洗練された諸設備や作業内容が、世界各国で認められている。身体や頭髮の美容上の世話 は、当たり前である。かなりの施設が自分の服の着用を認めている。男性行刑におけるよりも保安上の予防手段が少なくてもよいために、女性受刑者の生活は緩和されている。十分な学校教育や職業教育を身に付けている女性は、極めて僅かである。彼女たちの不健全な自己意識は、このことにも起因している。にもかかわらず、女性行刑においては、拘禁される少女や女性が少ないために、学校教育や職業教育の可能性が欠如している。多くの場合、主婦や「兼業主婦」としての女

性の伝統的な役割が支持されている。女性はお針子、洗濯婦、アイロンかけ、看護婦としての教育および再教育を受ける。秘書や情報処理の訓練が用意されるのは、稀である。だが、やはり、拘禁された少女や女性が釈放後自立を主張し、自らの競争能力を立証しうるためには、上等で現代的な学校教育や職業教育が必要とされるのである。

女子刑務所において、同性愛は、男性刑務所と異なった役割を演じる。刑務所に収容された男性の場合、同性愛が、性的緊張状態に対する一時的で、しばしば無理矢理押し付けられ、感情の伴わない適応を意味するとするならば、他方、自由意思で結ばれた同性愛関係は、刑務所の孤独で不安な雰囲気の中にいる女性に対して、感情的な支持を与える。他者から心配され、気遣われているので、拘禁中の女性の自己に対する価値感情は強められる。同性愛関係は、離人化を防止する (David A. Ward, Gene K. Kassebaum, 1966年)。女子刑務所における同性愛の主たる原因は、性的剝奪ではなく、援助を求める気持ちや、女子施設における女性的な役割の喪失にある。社会的孤立化の代償としてインフォーマルな社会システムが形成されるが、それは人工的な家族構造、すなわち、緩やかに組織された中核的な家族つまり様々な規模の母親中心的な家族群のネットワークと、人工的な親戚関係や家族集団の断片とから成る。少女の行刑の場面でも見られる同性愛の夫婦や疑似家族や人工的な親戚集団は (Rose Giallombardo, 1974年)、そこにおいて、不安定な社会構造を形成している。このような社会構造は非常な緊張を孕み、ときどき崩壊することがある。かくして、施設の雰囲気は、同性愛によって、激しい精神的動揺や、恩義に絡んだ問題や、嫉妬現象に重く彩られることになる。女性にとってとりわけ困難なことは、男性的な役割を引受け、それを維持することである。というのは、このような役割を引き受けた女性に期待されるのは、服装や髪型の上で、男性の外見的シンボルを引き受けることだけでない。そればかりか、女性の受刑者仲間の間には、彼女が男性のごとく振る舞うという期待感が存在している。女性の生活様式は、依然として、主に結婚や家族や子供の教育の上に打ち立てられている。妻や母親の役割を通して、女性は、名声や安心や自己に対する価値感情を獲得する。女子の施設で家族集団が形成されるのは、女性的な役割に対する社会的期待に応えるためである。拘禁された女性は、刑務所の人工的な雰囲気の中で、自らの女性的アイデンティティを守り、女性的役割と並列関係にあるところの男性的役割から距離を置こうと努める (Rose Giallombardo, 1966年)。男性は、刑務所の中で、圧倒的に生計維持者としての自我像を維持している。男性受刑者にとって、自らの職業上の役割は決定的なものであ

る。女性受刑者は、自分たちの家族から引き離された状況や、家族の役割が破壊された状況の中で、男性以上に悩み苦しむ。女性は、妻や母親や娘としての役割の上に基本的に定位している自分のアイデンティティや自我像を、刑務所の中に持ち込む。刑務所から釈放された後には、彼女たちは同性愛を大抵止めることになる。

拘禁された女性は、妻（その結婚は、彼女が刑務所に滞在することによって、しばしば破壊される）であるだけでない。彼女たちは子供を産み、幼子を扶養しなければならない母親でもある。施設の病院で、子供を産むことはできるであろう。女性行刑に更に必要とされるのは、妊婦のための特別な設備と、5歳以下の子供を持つ母親受刑者が子供にふさわしい環境の中で子供と一緒に生活できるような母子ホームである（行刑法第80条）。というのは、学齢前の子供が母親から引き離された場合、その子は身体的、心理的、社会的な重い障害を被るからである。母子施設は、その上、母親の拘禁緩和と再社会化にも役立つ。母親と子供との密接な居住共同体の状況は、当然、母親のための再起の機会を要求する。嬰兒殺や子供の虐待を行った女性にとって、自分の子供と毎日一緒にいることは極めて重要であり、それによって、彼女は、自分に自制心がない時にどのようにしたら子供を傷つけずに扱うことができるかを、指導を受けながら体験できるであろう。母子施設では、余暇時間に、こうした母親たちは皆、ソーシャル・ワーカーの面前で自分の子供の世話を自ら行う（Helga Einsele, Hanna Dupuis, 1978年）。刑務所の雰囲気による母子関係の破壊をいくら回避しようとしても、刑務所の必要な統制措置が子供たちに否定的な影響力を及ぼすことは、完全に排除できない。母親は、子供の面前で、行刑のヒエラルキーの鎖の中の最下層の一員として取り扱われる。このような格下げは、子供に対しても、同様に、有害な作用を及ぼしうる（Uta Krüger, 1982年）。

少女や女性の社会的逸脱や犯罪は、通常、家族の社会学の障害から生じるのであるから、非行少女や女性犯罪者に対する家族療法が非常に重要である（Alfred S. Friedman, 1971年）。少女や女性は、刑務所に滞在することによって、自らの家族関係が後々まで破壊されるので（同性愛、母子関係）、基本的には、非行少女や女性犯罪者は家族のもとに置かれ、自由な状態で処遇を受けるべきであろう。非行少女は少年刑務所ではなく、養護家庭や集団居住施設に収容されるべきである。

参考文献

- Adler, Freda: *Sisters in Crime. The Rise of the New Female Criminal.* New York-St. Louis-San Francisco-Düsseldorf-London-Mexiko-Sydney-Toronto 1975.
- Bachofen, Johann Jakob: *Mutterrecht und Urreligion* (1861). Stuttgart 1984.
- Bertrand, Marie-Andrée: *Self-Image and Delinquency. A Contribution to the Study of Female Criminality and Woman's Image.* *Acta Criminologica.* 2 (1969), 71-144.
- Bertrand, Marie-Andrée: *La Femme et le Crime.* Montreal 1979.
- Bhanot, M. L./Surat Misra: *Criminality amongst Women in India: A Study on Female Offenders and Female Convicts.* Freda Adler (Hrsg.): *The Incidence of Female Criminality in the Contemporary World.* New York 1981, 228-258.
- Block, Alan: *Aw! Your Mother's in the Mafia: Women Criminals in Progressive New York.* Lee H. Bowker (Hrsg.): *Women and Crime in America.* New York-London 1981, 98-117.
- Bröckling, Elsbeth: *Frauenkriminalität.* Stuttgart 1980.
- Bronner, Augusta F.: *A Comparative Study of the Intelligence of Delinquent Girls* (1914). Nachdruck: New York 1972.
- Bundeskriminalamt (Hrsg.): *Polizeiliche Kriminalstatistik 1972 und 1984.* Wiesbaden 1973 und 1985.
- Chambliss, William J./Robert B. Seidman: *Law, Order, and Power.* Reading-Menlo Park-London-Don Mills 1971.
- Cohen, Albert K.: *Delinquent Boys: The Culture of the Gang.* Glencoe/Illinois 1955.
- Cowie, John/Valerie Cowie/Eliot Slater: *Delinquency in Girls.* London 1968.
- Cremer, Carl Gustav: *Untersuchungen zur Kriminalität der Frau.* Lübeck 1974.
- Crites, Laura: *Women Offenders: Myth vs. Reality.* Laura Crites (Hrsg.): *The Female Offender.* Lexington-Toronto 1978, 33-14.
- Datesman, Susan K./Frank R. Scarpitti/Richard M. Stephenson: *Female Delinquency: An Application of Self and Opportunity Theories.* *Journal of Crime and Delinquency.* 12 (1975), 107-123.
- Dürkop, Marlis/Gertrud Hardtmann: *Frauenkriminalität.* *Kritische Justiz.* 1974, 219-236.
- Einsele, Helga: *Weibliche Kriminalität und Frauenstrafvollzug.* Rudolf Sieverts/Hans Joachim Schneider (Hrsg.): *Handwörterbuch der Kriminologie.* 2. Aufl. 3. Band. Berlin-New York 1975, 608-656.
- Einsele, Helga: *Frauenanstalten.* Hans-Dieter Schwind/Günter Blau (Hrsg.): *Strafvollzug in der Praxis.* Berlin-New York 1976, 88-96.
- Einsele, Helga/Hanna Dupuis: *Die Mutter-Kind-Situation im Frauengefängnis.* Marlis Dürkop/Gertrud Hardtmann (Hrsg.): *Frauen im Gefängnis.* Frankfurt/M. 1978, 58-66.

Feyerherm, William : Gender Differences in Delinquency : Quantity and Quality. Lee H. Bowker (Hrsg.) : Women and Crime in America. New York-London 1981, 82-92.

Fielding, June : Femae Delinquency. Paul R. Wilson (Hrsg.) : Delinquency in Australia. St. Lucia, Queensland 1977, 153-190.

Figueira-McDonough, Josefina/Elaine Selo : A Reformulation of the "Equal Opportunity" Explanation of Female Delinquency. Crime and Delinquency. 26 (1980), 334-343.

Friedman, Alfred S. : The Family and Female Sexual Delinquency : An Overview of the Problem. Alfred S. Friedman (Hrsg.) : Therapy with Families of Sexually Acting-Out Girls. New York 1971, 5-20.

Giallombardo, Rose : Society of Women. A Study of Women's Prison. New York-London-Sydney 1966.

Giallombardo, Rose : The Social World of Imprisoned Girls. A Comparative Study of Institutios for Juvenile Delinquents. New York-London-Sydney-Toronto 1974.

Gipser, Dietlinde : Mädchenkriminalität. München 1975.

Gipsper, Dietlinde : Frauen und Kriminalität. Dietlinde Gipser/Marlene Stein-Hilbers (Hrsg.) : Wenn Frauen aus der Rolle fallen. Weinheim-Basel 1980, 169-182.

Gipser, Dietlinde : Kriminalität der Frauen und Mädchen. Hans Joachim Schneider (Hrsg.) : Die Psychologie des 20. Jahrhunderts. Band XIV : Auswirkungen auf die Kriminologie. Zürich 1981, 437-451.

Glueck, Sheldon und Eleanor : Five Hundred Delinquent Women (1934). Nachdruck : New York 1971.

Halkes, Catherina J.M. : Gott hat nicht nur starke Söhne. Gütersloh 1985.

Hentig, Hans von : Das Verbrechen. 3 Bände. Berlin-Göttingen-Heidelberg 1961, 1962, 1963.

Hindelang. Michael J. : Sex Differences in Criminal Activity. Social Problems. 27 (1979), 143-156.

Hoffman-Bustamante, Dale : The Nature of Female Criminality. Issues in Criminology. 8 (1973), 117-136.

Hood, Roger/Richard Sparks : Kriminalität. München 1970.

Jung, Carl Gustav : Die Frau in Europa. Zürich-Stuttgart 1948.

Kaufmann, Hilde : Das Bild der Frau im älterern kriminologischen Schrifttum. Mschrkrim. 50 (1967), 143-153.

Keupp, Lutz : Zur Problematik der weiblichen Delinquenz. Mschrkrim. 65 (1982), 219-229.

Klein, Dorie : The Etiology of Female Crime : A Review of the Literature. Issues in Criminology. 8 (1973), 3-30.

Klein, Dorie/June Kress : Any Woman's Blues : A Critical Overview of Women, Crime and the Crimiminal Justice System. Crime and Social Justice.

1976, 34-49.

Konopka, Gisela : *The Adolescent Girl in Conflict*. Englewood Cliffs/N.J. 1966.

Koppenfels, Sebastian von : *Die Kriminalität der Frau im Kriege*. Leipzig 1926.

Leder, Hans-Claus : *Franen-und Mädchenkriminalität*. Heidelberg 1978.

Lloyd, Genevieve : *Das Patriarchat der Vernunft*. Bielefeld 1985.

Lombroso, Cesare/Guglielmo Ferreo : *Das Weib als Verbrecherin und Prostituierte*. Hamburg 1984.

Mead, Margaret : *Male and Female*. London 1950 (Deutsch : *Mann und Weib, das Verhältnis der Geschlechter in einer sich wandelnden Welt*. Stuttgart-Konstanz 1955).

Mergen, Armand : *Der geborene Verbrecher*. Hamburg 1968.

Mitscherlich, Alexander : *Auf dem Weg zur vaterlosen Gesellschaft*. München 1963.

Mitscherlich, Margarete : *Die friedfertige Frau*. Frankfurt/M. 1985.

Mollenkott, Virginia R. : *Gott eine Frau?* München 1985.

Moulds, Elizabeth F. : *Chivalry and Paternalism : Disparities of Treatment in the Criminal Justice System*. Susan K. Datesman/Frank R. Scarpitti (Hrsg.) : *Women, Crime, and Justice*. New York-Oxford 1980, 277-299.

Naffin, Ngaire : *Theorizing about Female Crime*. Satyanshu K. Mukherjee/Jocelynn A. Scutt (Hrsg.) : *Women and Crime*. Sydney-London-Boston 1981, 70-91.

Nagel, Ilene H./John Hagan : *Gender and Crime. Offense Patterns and Criminal Court Sanctions*. Michael Tonry/Noval Morris (Hrsg.) : *Crime and Justice. An Annual Review of Research*. Band 4. Chicago-London 1983, 91-144.

Parsons, Talcott : *Certain Primary Sources and Patterns of Aggression in the Social Structure of the Western World (1947)*. In : *Essays in Sociological Theory*. New York-London 1966, 293-322.

Plenska, Danuta Berger : *The Criminality of Women in Poland*. Freda Adler (Hrsg.) *The Incidence of Female Criminality in the Contemporary World*. New York 1981, 134-145.

Pollak, Otto : *The Criminality of women*. Philadelphia 1950.

Quinney, Richard : *The Social Reality of Crime*. Boston 1970.

Quinney, Richard : *Critique of Legal Order*. Boston 1974.

Quinney, Richard : *Class, State and Crime*. New York-London 1. Aufl. 1977, 2. Aufl. 1980.

Rasche, Christine E. : *The Female Offender as an Object of Criminological Research*. Annette M. Brodsky (Hrsg.) : *The Female Offender*. Beverly Hills-London 1975, 9-28.

Rasko, Gabriella : *Crimes against Life Committed by Women in Hungary*.

Freda Adler (Hrsg.) : The Incidence of Female Criminality in the Contemporary World. New York 1981, 145-157.

Riege, Mary Gray : Parental Affection and Juvenile Delinquency in Girls. British Journal of Criminology. 12 (1972), 55-73.

Sato, Kinko Saito : Emancipation of Women and Crime in Japan. Freda Adler (Hrsg.) : The Incidence of Female Criminality in the Contemporary World. New York 1981, 258-272.

Scutt; Jocelynn A. : Role Conditioning Theory : An Explanation for Disparity in Male and Female Criminality ? Australian and New Zealand Journal of Criminology. 9 (1976), 25-35.

Scutt, Jocelynn A. : Debunking the Theory of the Female "Masked Criminal". Australian and New Zealand Journal of Criminology. 11 (1978), 23-42.

Selo, Elaine : The Cottage Dwellers : Boys and Girs in Training Schools. Laura Crites (Hrsg.) : The Female Offender. Lexington-Toronto 1976, 149-171.

Siebecke-Giese, Evemarie : Das Familien-und Lebensbild weiblicher Straftäter. Stuttgart 1960.

Simon, Rita James : Women and Crime. Lexington-Toronto-London 1975.

Singer, Linda R. : Women and the Correctional Process. Freda Adler/Rita James Simon (Hrsg.) : The Criminology of Deviant Women. Boston 1979, 336-343.

Smart, Carol : Women, Crime and Criminology. A Feminist Critique. London-Henley-Boston 1977.

Smith, Ann D. : Women in Prison. London 1962.

Statistisches Bundesamt (Hrsg.) : Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege 1982. Stuttgart-Mainz 1984.

Steffensmeier, Darrell J. und Renee Hoffman : Trends in Female Delinquency. Criminology. 18 (1980), 62-8 .

Steffensmeier Darrell J. : Crime and the Contemporary Woman : An Analysis of Changing Levels of Female Property Crime, 1960-1975. Lee H. Bowker (Hrsg.) : Women and Crime in America. New York-London 1981a, 39-59.

Steffensmeier, Darrell J. : Patterns of Female Property Crime 1960-1978. A Postscript. Lee. H. Howker (Hrsg.) : Women and Crime in America. New York-London 1981b, 59-6 .

Stein-Hilbers, Marlene : Zur Frage der geschlechtsspezifisch unterschiedlichen Strafverfolgung. Kriminologisches Journal. 10 (1978), 281-291.

Sutherland, Edwin H./Cressey, Donald R. : Criminology. 10. Aufl. Philadelphia-New York-San Jose-Toronto 1978.

Thomas, William I. : Unadjusted Girl—With Cases and Standpoint for Behavior Analysis (1923). Nachdruck : Montclair/N. J. 1969.

Trube-Becker, Elisabeth : Frauen als Mörder. München 1974.

Turk, Austin T. : Criminality and Legal Order. Chicago 1969.

United Nations : Crime Prevention and Control. Report of the Secretary-General to the General Assembly. New York 1977.

Velimesis, Margery L. : The Female Offender. Crime and Delinquency Literature. 7 (1975), 94-112.

Visher, Christy A. : Gender, Police Arrest Decisions, and Notions of Chivalry. Criminology. 21 (1983), 5-28.

Ward, David A./Maurice Jackson/Renee E. Ward : Crimes of Violence by Women. Freda Adler/Rita James Simon (Hrsg.) : The Criminology of Deviant Women. Boston 1979, 114-138.

Ward, David A./Gene G. Kassebaum : Women's Prison-Sex and Social Structure. London 1966.

Warren, Marguerite Q. : Delinquency in Female Offenders. Nicole Hahn Rafter/Elizabeth A. Stanko (Hrsg.) : Judge, Lawyer, Victim, Thief. Women, Gender Roles, and Criminal Justice. Boston 1982, 181-202.

Weis, Joseph G. : Liberation and Crime : The Invention of the New Female Criminal. Crime and Social Justice. 1976, 17-27.

Wulffen, Erich : Das Weib als Sexualverbrecherin. 3. Aufl. Hamburg 1931.